

株 主 各 位

鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉20番地
株式会社 ヒ ガ シ マ ル
代表取締役社長 東 紘 一 郎

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいます、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉20番地
株式会社ヒガシマル 本社3階会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項 1. 第36期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第36期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（38頁から46頁まで）に記載のとおりであります。

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.k-higashimaru.co.jp/>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済支援策の効果から、企業収益や雇用・所得環境など緩やかな景気回復が見られるものの、消費増税に伴う個人消費の低迷が長期化する懸念や急激な円安進行から企業収益は産業間やその規模により格差があり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境におきましても、主原料（魚粉・小麦粉・大豆等）の高騰や、円安進行による輸入関連原料・資材等が高騰する影響を受けております。また、消費者の節約・低価格志向が根強いことから、価格競争が続く厳しい環境で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループは市場動向を見極めながら積極的な販売活動を展開するとともに、生産の効率化、材料コスト抑制及び低採算商品の見直しに努め、売上成長を模索しながら利益重視の経営に取り組んでまいりました。一方、事業領域の拡充や販路拡大など攻めの体制を推し進めるなか、平成25年7月に子会社化いたしました株式会社向井珍味堂（大阪市平野区）の業績が通期で貢献しております。また、水産事業の拡大を図るため、平成26年11月に永屋水産有限公司（東京都中央区）を子会社化するなど、当社グループ全体のシナジー創出の追求に努めてまいりました。

なお、永屋水産有限公司は、平成26年12月31日（当第3四半期連結会計期間末）を支配獲得日とみなして処理しているため、同社の業績は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの期間（第4四半期連結会計期間）を連結業績に含めております。

その結果、当連結会計年度の売上高は115億24百万円と前連結会計年度と比べ17億20百万円（17.5%）の増収、営業利益は5億68百万円と前連結会計年度と比べ1億36百万円（31.5%）の増益、経常利益は6億50百万円と前連結会計年度と比べ1億90百万円（41.3%）の増益、当期純利益は特別利益・損失の発生がなかったこと（前連結会計年度は特別利益「負ののれん発生益」92百万円）や法人税等が1億79百万円増加したことから3億49百万円と前連結会計年度と比べ81百万円（18.9%）の減益となりました。

セグメント別の売上高は以下のとおりであります。

期 別 区 分	第 35 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		第 36 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) (当連結会計年度)		前期比 増減率
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
水 産 事 業	千円 6,545,167	% 66.8	千円 7,816,938	% 67.8	% 19.4
食 品 事 業	3,258,997	33.2	3,707,700	32.2	13.8
合 計	9,804,165	100.0	11,524,638	100.0	17.5

【水産事業】

水産事業におきましては、当社が主原料とする中南米の輸入魚粉マーケットは魚粉供給量の減少に加え、中国を主体に新興国の需要増を背景として、主原料の価格は引き続き高値圏で推移しており、また、国内の魚価相場が低調な動きなどから厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況の下、原材料増加幅を自社努力で吸収できるように、売上高の伸長（新規開拓や既存顧客のシェアアップ）、利益改善（低採算性の商品・販売の見直し）及び生産性向上（アイテム数削減）等に努めてまいりました。このほか、事業拡大を目的に平成26年11月に永屋水産有限会社を子会社化いたしました。同社はマダイ・カンパチを主とした鮮魚販売・飼料販売を軸に事業展開しているため、当社との高いシナジー効果を得られるものと考えております。また、同社の業績は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの期間（第4四半期連結会計期間）を当セグメント業績に含めております。

こうした取り組みのなか、エビ飼料類は年度前半は順調に推移したものの、年度後半は台風・天候不順から低水温状態が例年と比べ長期化した影響を受け給餌量が減少したことで販売も振るわず、また、マダイ飼料類は魚価相場の低迷で低価格商品にシフトしたことなどにより、他社メーカーとの価格競争等から売上高は前年度を下回りました。

一方、ハマチ飼料類及び雑魚飼料類は、生産物相場が比較的良好な動きであったことや養殖在池尾数が前年度と比べ多いという条件に恵まれた環境であったほか、昨今の為替の大幅な変動及び原材料・物流コスト等の値上がり等に伴い、平成27年4月販売価格の値上げ実施の予定から、駆け込み需要もあって売上高は大幅に増加いたしました。

また、子会社のマリンテック株式会社（愛知県田原市）におきましては、水産初期飼料の販売は伸びたものの、水産種苗の生産・販売が振るわず前年度を下回りました。

その結果、売上高は78億16百万円と前連結会計年度と比べ12億71百万円（19.4%）の増収となりました。セグメント利益は6億81百万円と前連結会計年度と比べ2億61百万円（62.0%）の増益となりました。

【食品事業】

食品事業におきましては、消費税率の引き上げを主因として、年度前半は駆け込み需要の反動減から景気・個人消費が急速に落ち込んだものの、年度後半は、反動減の影響も和らぎ緩やかに持ち直している動きとなりました。しかしながら消費者の節約・低価格志向等で個人消費の伸び悩みの状況から、食品業界における企業間の激しい販売・価格競争が続く環境で推移いたしました。

このような状況のなか、乾麺類（うどん・そば・そうめん類）は季節商品の伸び悩みにより低調に推移し前年度を下回りました。主力商品の即席めん類及び皿うどん類は、自社ブランドの更なる構築を目指し、テレビコマーシャル、クオカード付販売促進キャンペーン等の企画提案を積極的に実施したほか、P B 商品（販売店独自の商品）においては、新企画商品（P B 即席めん・P B 皿うどん）等の販売が年度後半の売上拡大の要因となりました。また、定番商品として定着してきたカップ商品「体にやさしい五穀スープ」は売上が好調に推移いたしました。さらに、今春発売したシリーズ商品の「体にやさしい五穀スープ4食入（袋タイプ）」が好調に推移したことから売上高は前年度を上回りました。

また、子会社のコスモ食品株式会社（横浜市磯子区）におきましては、カレールー、ドレッシング等の販売は前年度を下回りました。また、平成25年7月に子会社化いたしました株式会社向井珍味堂のきな粉及び香辛調味料等の販売は厳しい環境で推移いたしましたが、通期業績で食品事業に寄与しております。

その結果、売上高は37億7百万円と前連結会計年度と比べ4億48百万円（13.8%）の増収となりました。セグメント利益は2億72百万円と前連結会計年度と比べ7百万円（2.8%）の減益となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループは、生産能力の増強及び合理化などを目的として、総額2億78百万円の設備投資を実施いたしました。当連結会計年度において実施した主な設備投資は次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

株式会社向井珍味堂

きな粉製造設備の取得 1億5百万円

なお、設備投資の所要資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄っております。

(3) 対処すべき課題

変化が激しい経済・市場環境のなか、当社グループの効率化及びシナジー効果を高めるとともに、目指すべき新事業及び新市場の創出を模索してまいります。

また、グループ一丸となって、「企業収益力の向上」、「生産力・販売力の強化」、「研究開発の強化」、「マネジメントの改革」を推し進め、競争できる経営体質の構築を進めてまいります。

一方、企業の社会的責任が問われるなか、人材の育成及びリスクマネジメント経営から、コンプライアンス意識の高揚と内部統制システム強化を図ってまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 33 期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第 34 期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第 35 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第 36 期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 (当連結会計年度))
売 上 高 (千円)	8,686,328	8,211,025	9,804,165	11,524,638
経 常 利 益 (千円)	△13,369	269,197	460,092	650,340
当期純利益 (千円)	148,392	265,686	431,423	349,742
1株当たり当期純利益 (円)	31.54	56.47	91.69	74.33
総 資 産 (千円)	8,422,167	10,606,682	11,067,122	11,415,934
純 資 産 (千円)	4,473,817	4,929,288	5,333,960	5,653,731

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マ リ ン テ ッ ク 株 式 会 社	50百万円	100.0%	魚介類種苗の生産及び養魚用栄養強化剤の製造販売
コ ス モ 食 品 株 式 会 社	29百万円	100.0%	カレールー・ジャム類及び調味料等の製造販売
株 式 会 社 向 井 珍 味 堂	10百万円	100.0%	穀粉・香辛料等粉末食品の製造販売
永 屋 水 産 有 限 会 社	3 百万円	100.0%	生鮮魚介類の卸売販売及び魚類飼料の販売

企業結合の経過及びその成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、エビ用配合飼料を主体とした養魚用配合飼料等の製造販売及びめん類やカレールーを主体とした食品の製造販売を行っております。

(7) 企業集団の主要な事業所

①当社の主要な事業所

本 社	鹿児島県日置市
本 社 工 場	鹿児島県日置市
鹿 児 島 工 場	鹿児島県鹿児島市
串 木 野 工 場	鹿児島県いちき串木野市

②子会社の主要な事業所

マリンテック株式会社	愛知県田原市
コスモ食品株式会社	神奈川県横浜市
イワキフーズ株式会社	青森県西津軽郡
コスモ食品研究株式会社	青森県弘前市
株式会社向井珍味堂	大阪府大阪市
永屋水産有限会社	東京都中央区

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

セグメント	従業員数(名)	前連結会計年度 末比増減(名)
水産事業	109(7)	△2(0)
食品事業	164(25)	△2(2)
全社(共通)	16(1)	1(0)
合計	289(33)	△3(2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員数を記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
171(19)	△8(3)	38.0	12.4

- (注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。)であり、() 書きは外書きで臨時従業員の当事業年度の平均雇用人員数を記載しております。

(9) 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社鹿児島銀行	1,627,500 千円
株式会社三井住友銀行	925,000
株式会社みずほ銀行	482,500
株式会社福岡銀行	343,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	225,300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,900,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,705,111株 (自己株式40,889株を除く)
 (3) 当事業年度末の株主数 678名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 紘 一 郎	828,000 株	17.59 %
東 勤	575,000	12.22
東 実	575,000	12.22
有限会社ヒガシマル開発	427,000	9.07
ヒガシマル共栄会	260,200	5.53
株式会社鹿児島銀行	165,000	3.50
東 吉 太 郎	140,000	2.97
東 久 江	140,000	2.97
鹿児島リース株式会社	120,000	2.55
ヒガシマル従業員持株会	68,791	1.46

(注) 1. 持株比率は、自己株式(40,889株)を控除して計算しております。

2. 前事業年度末現在主要株主であった有限会社ヒガシマル開発は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
東 吉 太 郎	代 表 取 締 役 会 長	有限会社ヒガシマル開発 代 表 取 締 役 社 長
東 紘 一 郎	代 表 取 締 役 社 長	マリンテック株式会社取締役 コスモ食品株式会社取締役 株式会社向井珍味堂取締役
東 実	専 務 取 締 役	コスモ食品株式会社代表取締役
水 間 洋	取 締 役	永屋水産有限会社代表取締役
徳 満 慎 一	取 締 役	マリンテック株式会社代表取締役 株式会社向井珍味堂代表取締役
東 理 一 郎	取 締 役 (食品製造部長兼食品開発課長)	—
児 玉 明	常 勤 監 査 役	—
湯 浦 一 徳	監 査 役	税 理 士
福 留 俊 一	監 査 役	社 会 保 険 労 務 士

- (注) 1. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役全員は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役湯浦一徳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

〔ご参考〕執行役員について

当社は、経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。当事業年度の末日（平成27年3月31日）現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

氏 名	担 当	重要な兼職の状況
内 村 安 秀	管 理 部 門	—

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	6 名	84,696千円	
監 査 役	4 名	4,882千円	
合 計 (うち社外役員)	10名 (4 名)	89,578千円 (4,882千円)	

- (注) 1. 平成4年6月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額10百万円以内と決議をいただいております。
2. 当事業年度の使用人分の給与等（賞与を含む）の支払いはありません。
3. 上記には、平成26年6月27日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額16,325千円（取締役6名に対し15,585千円、監査役4名に対し740千円、うち社外役員に対し740千円）

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	児 玉 明	社外監査役就任後開催の取締役会16回及び社外監査役就任後開催の監査役会10回のすべてに出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役会等の職務執行を監査・検証するとともに、豊富な業務経験と知見から発言を行っております。
監 査 役	湯 浦 一 徳	当事業年度開催の取締役会20回のうち13回出席し、当事業年度開催の監査役会14回のうち10回出席しております。主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	福 留 俊 一	当事業年度開催の取締役会20回のうち17回出席し、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席しております。主に銀行員経験・社会保険労務士としての専門的見地からの発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、平成22年6月25日開催の第31回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外監査役の責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化のために、社外取締役の導入が有効な手段と考えておりますが、一方で、当社の営む事業の専門性に鑑みますと、相応の前提知識を有するとともに、事業特性を十分にご理解いただける方以外の方が社外取締役となった場合、当社の機動的な経営に必ずしも資さないことも考えられます。

当社は、こうした観点でかねてより、当社から一定の独立性を有する社外取締役を導入すべく人選を進めて参りましたが、平成26年6月27日開催の第35回定時株主総会の時点では適任者を選出できず、当事業年度末日において社外取締役を置かない状況に至っております。

以上を踏まえ、今後の社外取締役の導入につき真摯に検討したところ、当社の現任の社外監査役は、これまで当社取締役会に出席し、中立の立場から客観的な視点に基づき、監査役の法的な役割である適法性についての監査にとどまらず、企業価値向上の視点から経営判断に対する妥当性についての意見を述べるなど経営監視機能を十分果たしてきた実績があると共に、当社の事業特性への理解を有しております。当社は、こうした社外監査役の機能と実績を踏まえますと、当面、社外役員の総数は現状の3名で十分であると判断しておりますところ、今般の会社法改正により選択が可能となった「監査等委員会設置会社」に移行いたしますと、社外役員の総数を変動させることなく、適任である現任の社外監査役3名を社外取締役（監査等委員である取締役）候補者として株主の皆様へ推薦することが可能であるとともに、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を実現することが可能と考え、これらに関連する議案を本総会にお諮りする運びとなりました。

何卒事情ご賢察のうえご承認賜われますようお願い申し上げます。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 当社の会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社は、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、絶えず現状の見直しを行い内部統制が効果的に機能するよう改善・強化・充実に努めてまいります。

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行及び意思決定に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制は、全社的リスクの監視及び対応は管理部門が行い、各部門の所管業務に関するリスク管理は当該部門が行う。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、自己の職務分掌の範囲について責任を持って職務の執行を効率的に行う。重要事項については、取締役会での審議を要する。

④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自己の職務分掌の範囲において、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかを責任を持って監視・監督する。その運営状況は、内部監査室が監査を行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社グループの業務に係る内部統制機能、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備に関する事項を審議決定する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、職務の補助を担当する使用人を選任し、当該使用人の人事異動及び人事考課に際しては監査役会に意見を求める。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役及び使用人が法令若しくは定款に違反する行為及びこれらの行為をするおそれがあるときは、当該事実に関する事項を監査役会に対して報告する。また、内部監査室は、業務監査を通じて同様の事実を発見したときは、その事実を監査役会へ報告する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役及び使用人の職務執行・意思決定に係る文書をいつでも閲覧し、説明を求めることができる。また、監査役会が必要とする事項について内部監査室にその調査を行わせることができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

~~~~~

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部              |                   |
|-----------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,892,231</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,424,016</b>  |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,284,990         | 買 掛 金                | 792,883           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,720,370         | 短 期 借 入 金            | 1,990,100         |
| 有 価 証 券         | 96,352            | 未 払 法 人 税 等          | 96,144            |
| 商 品 及 び 製 品     | 427,179           | 賞 与 引 当 金            | 116,463           |
| 仕 掛 品           | 99,588            | そ の 他                | 428,425           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,110,048         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,338,186</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 126,479           | 長 期 借 入 金            | 1,683,450         |
| そ の 他           | 39,526            | 役員退職慰労引当金            | 412,289           |
| 貸 倒 引 当 金       | △12,303           | 退職給付に係る負債            | 73,332            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>5,523,703</b>  | そ の 他                | 169,115           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,011,607</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>5,762,203</b>  |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 1,177,451         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 機械装置及び運搬具       | 693,590           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>5,546,916</b>  |
| 土 地             | 2,091,642         | 資 本 金                | 603,900           |
| 建 設 仮 勘 定       | 19,619            | 資 本 剰 余 金            | 458,400           |
| そ の 他           | 29,304            | 利 益 剰 余 金            | 4,513,585         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>473,756</b>    | 自 己 株 式              | △28,968           |
| の れ ん           | 444,954           | その他の包括利益累計額          | 106,815           |
| そ の 他           | 28,801            | その他有価証券評価差額金         | 104,067           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,038,339</b>  | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益        | 2,747             |
| 投 資 有 価 証 券     | 432,754           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>5,653,731</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 54,792            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>11,415,934</b> |
| そ の 他           | 591,274           |                      |                   |
| 貸 倒 引 当 金       | △40,482           |                      |                   |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>11,415,934</b> |                      |                   |

# 連 結 損 益 計 算 書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 11,524,638 |
| 売 上 原 価                 |         | 9,211,119  |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,313,519  |
| 販売費及び一般管理費              |         | 1,745,466  |
| 営 業 利 益                 |         | 568,053    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 5,445   |            |
| 為 替 差 益                 | 43,879  |            |
| そ の 他                   | 65,406  | 114,732    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 27,751  |            |
| そ の 他                   | 4,693   | 32,445     |
| 経 常 利 益                 |         | 650,340    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |         | 650,340    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 165,287 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 135,310 | 300,597    |
| 少数株主損益調整前当期純利益          |         | 349,742    |
| 当 期 純 利 益               |         | 349,742    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |           |         |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 603,900 | 458,400 | 4,201,484 | △28,968 | 5,234,815 |
| 当期変動額                   |         |         |           |         |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △37,640   |         | △37,640   |
| 当期純利益                   |         |         | 349,742   |         | 349,742   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |           |         |           |
| 当期変動額合計                 | -       | -       | 312,101   | -       | 312,101   |
| 当期末残高                   | 603,900 | 458,400 | 4,513,585 | △28,968 | 5,546,916 |

|                         | その他の包括利益累計額      |             |                   | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|-------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | 59,787           | 39,357      | 99,144            | 5,333,960 |
| 当期変動額                   |                  |             |                   |           |
| 剰余金の配当                  |                  |             |                   | △37,640   |
| 当期純利益                   |                  |             |                   | 349,742   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 44,279           | △36,609     | 7,670             | 7,670     |
| 当期変動額合計                 | 44,279           | △36,609     | 7,670             | 319,771   |
| 当期末残高                   | 104,067          | 2,747       | 106,815           | 5,653,731 |

## 連 結 注 記 表

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

| 連結子会社の数 | 連結子会社の名称                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 社     | マリンテック株式会社<br>コスモ食品株式会社<br>イワキフーズ株式会社<br>コスモ食品研究株式会社<br>弘前屋株式会社<br>津軽和漢堂株式会社<br>株式会社向井珍味堂<br>永屋水産有限会社 |

永屋水産有限会社の株式を平成26年11月に100%取得したことにより、当連結会計年度から、同社を連結の範囲に含めております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        時価のあるもの    決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

        時価のないもの    移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

    時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

    主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 17年～31年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～10年  |

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の処理

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建輸入取引に係る将来の為替相場変動リスクをヘッジすることを目的とする場合に、為替予約を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年以内のその効果の及ぶ範囲にわたって定額法により償却しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 759,395千円 |
| 土 | 地 | 1,832,674 |
| 計 |   | 2,592,069 |

(2) 担保に係る債務

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 短期借入金              | 1,030,000千円 |
| 長期借入金              | 1,946,800   |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) |             |
| 計                  | 2,976,800   |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,519,627千円

3. 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 24,430千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|----------|--------------|-------------|
| 普通株式     | 4,746,000株   | 4,746,000株  |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成26年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 37,640千円 | 8円       | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月30日 |

### (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 42,345千円 | 9円       | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月29日 |

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、主に仕入債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

仕入債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。短期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されていますが、借入期間は短期間であり、定期的に把握された金利が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「３．会計処理基準に関する事項」に記載されている「(8) ヘッジ会計の処理」をご覧ください。

また、仕入債務や借入金、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)参照)。

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金      | 2,284,990      | 2,284,990 | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 1,720,370      | 1,720,370 | —      |
| (3) 有価証券        | 96,352         | 96,352    | —      |
| (4) 投資有価証券      | 404,008        | 404,008   | —      |
| 資産計             | 4,505,721      | 4,505,721 | —      |
| (1) 買掛金         | 792,883        | 792,883   | —      |
| (2) 短期借入金       | 1,390,000      | 1,390,000 | —      |
| (3) 未払法人税等      | 96,144         | 96,144    | —      |
| (4) 長期借入金       | 2,283,550      | 2,291,086 | △7,536 |
| 負債計             | 4,562,577      | 4,570,113 | △7,536 |
| デリバティブ取引        |                |           |        |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 4,052          | 4,052     | —      |
| デリバティブ取引計       | 4,052          | 4,052     | —      |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券は外貨建MMFであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、上表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 25,731     |
| 組合出資金 | 3,014      |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 【企業結合等に関する注記】

### 取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 永屋水産有限会社

事業の内容 生鮮魚介類の卸売販売及び魚類飼料の販売

##### ②企業結合を行った主な理由

販売チャネル拡大に加え、養殖魚の買取販売や加工品の販売商権を獲得することで有益なものとなり、今後の水産事業のさらなる伸長に資するものと判断したことなどによるものであります。

##### ③企業結合日

平成26年11月28日

##### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする全株式の取得

##### ⑤結合後の企業の名称

名称の変更はありません。

##### ⑥取得した議決権比率

100%

##### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が同社の議決権の100%を取得し支配を獲得するに至ったことによるものであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年1月1日から平成27年3月31日まで

#### (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

|            |               |          |
|------------|---------------|----------|
| 取得の対価      | 永屋水産有限会社の普通株式 | 16,860千円 |
| 取得に直接要した費用 | アドバイザー費用等     | 1,134    |
| 取得原価       |               | 17,994   |

#### (4) のれんの金額及び発生原因

##### ①のれん金額

91,413千円

##### ②発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額をのれんとして処理しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 199,966千円 |
| 固定資産 | 5,570     |
| 資産合計 | 205,536   |
| 流動負債 | 219,455   |
| 固定負債 | 59,500    |
| 負債合計 | 278,955   |

【1株当たり情報に関する注記】

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,201円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円33銭    |

~~~~~  
 (注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,070,464	流 動 負 債	2,838,850
現 金 及 び 預 金	1,506,158	買 掛 金	585,593
受 取 手 形	75,400	短 期 借 入 金	1,370,000
売 掛 金	1,189,319	1年内返済予定の長期借入金	431,800
商 品 及 び 製 品	320,254	未 払 金	143,899
仕 掛 品	43,418	未 払 費 用	57,166
原材料及び貯蔵品	798,028	未 払 法 人 税 等	47,500
前 払 費 用	8,184	未 払 消 費 税 等	89,250
繰 延 税 金 資 産	110,881	前 受 金	3,321
そ の 他	26,001	預 り 金	24,453
貸 倒 引 当 金	△7,182	賞 与 引 当 金	85,865
固 定 資 産	5,893,341	固 定 負 債	2,136,785
有形固定資産	3,104,221	長 期 借 入 金	717,200
建 物	708,462	関係会社長期借入金	841,500
構 築 物	75,035	役員退職慰労引当金	412,289
機 械 及 び 装 置	532,098	資 産 除 去 債 務	12,645
船 舶	0	長 期 預 り 保 証 金	153,151
車 両 運 搬 具	7,963	負 債 合 計	4,975,636
工具、器具及び備品	23,023	純 資 産 の 部	
土 地	1,746,097	株 主 資 本	4,883,703
建 設 仮 勘 定	11,539	資 本 金	603,900
無形固定資産	6,678	資 本 剰 余 金	458,400
ソ フ ト ウ ェ ア	2,976	資 本 準 備 金	393,400
電 話 加 入 権	3,701	そ の 他 資 本 剰 余 金	65,000
投資その他の資産	2,782,441	利 益 剰 余 金	3,850,372
投 資 有 価 証 券	422,238	利 益 準 備 金	65,120
関 係 会 社 株 式	1,687,080	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,785,252
出 資 金	8,872	別 途 積 立 金	3,030,000
関係会社長期貸付金	185,000	繰 越 利 益 剰 余 金	755,252
破 産 更 生 債 権 等	2,347	自 己 株 式	△28,968
長 期 前 払 費 用	63,548	評 価 ・ 換 算 差 額 等	104,465
繰 延 税 金 資 産	21,647	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	101,718
そ の 他	395,503	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,747
貸 倒 引 当 金	△3,797	純 資 産 合 計	4,988,169
資 産 合 計	9,963,806	負 債 純 資 産 合 計	9,963,806

損 益 計 算 書

(自平成26年 4 月 1 日 至平成27年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,568,633
売 上 原 価		7,082,736
売 上 総 利 益		1,485,896
販売費及び一般管理費		1,147,356
営 業 利 益		338,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	64,647	
為 替 差 益	28,205	
そ の 他	131,565	224,418
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,024	
そ の 他	1,609	24,634
経 常 利 益		538,325
税 引 前 当 期 純 利 益		538,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,046	
法 人 税 等 調 整 額	131,436	217,483
当 期 純 利 益		320,842

株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	603,900	393,400	65,000	458,400
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	603,900	393,400	65,000	458,400

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	65,120	3,030,000	472,051	3,567,171	△28,968	4,600,502
当期変動額						
剰余金の配当			△37,640	△37,640		△37,640
当期純利益			320,842	320,842		320,842
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	283,201	283,201	-	283,201
当期末残高	65,120	3,030,000	755,252	3,850,372	△28,968	4,883,703

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	58,149	39,357	97,506	4,698,009
当期変動額				
剰余金の配当				△37,640
当期純利益				320,842
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	43,568	△36,609	6,959	6,959
当期変動額合計	43,568	△36,609	6,959	290,160
当期末残高	101,718	2,747	104,465	4,988,169

個 別 注 記 表

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
貯蔵品	最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～31年
機械及び装置	5年～10年
車両運搬具	4年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建輸入取引に係る将来の為替相場変動リスクをヘッジすることを目的とする場合に、為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨であることから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	637,595千円
土	地	1,677,647
計		2,315,242

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	1,030,000千円
長 期 借 入 金	1,041,500
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	2,071,500

上記のほか、子会社であるコスモ食品株式会社の銀行借入債務（期末残高890,000千円）の担保として、子会社株式（期末残高1,083,010千円）を担保に提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,539,786千円

3. 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 24,430千円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

コスモ食品株式会社	1,112,500千円
株式会社向井珍味堂	35,300千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	84,708千円
短期金銭債務	1,023千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引

営業取引による取引高

売 上 高 154,164千円

仕 入 高 3,869千円

販売費及び一般管理費 1,443千円

営業取引以外の取引による取引高

受 取 利 息 1,043千円

受 取 配 当 金 58,500千円

営業外収益その他 88,477千円

支 払 利 息 6,668千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	40,889株	40,889株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金 27,648千円

役員退職慰労引当金 129,871

関係会社株式 386,977

繰越欠損金 132,204

その他 41,976

繰延税金資産小計 718,678

評価性引当額 △531,507

繰延税金資産合計 187,170

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △53,335千円

繰延ヘッジ損益 △1,304

繰延税金負債合計 △54,640

繰延税金資産の純額 132,529

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.9
住民税均等割	9.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1
評価性引当額の増減	△3.6
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.2%、平成28年4月1日以降のものについては31.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除する金額）が11,221千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額（借方）が16,914千円、その他有価証券評価差額金が5,587千円、繰延ヘッジ損益が105千円、それぞれ増加しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	マリンテック株式会社	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (※1)	—	長期貸付金	80,000
				利息の受取 (※1)	827	—	—
				経営指導料等 (※2)	24,977	未収入金	1,723

子会社	コスモ食品株式会社	所有 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任 債務保証 担保提供	資金の借入 (※1)	—	長期借入金	841,500
				利息の支払 (※1)	6,668	未払金	663
				配当金の受取	58,500	—	—
				経営指導料等 (※2)	42,203	未収入金	3,881
				銀行借入に 対する保証 (※3)	1,112,500	—	—
				銀行借入に 対する担保提供 (※4)	890,000	—	—
子会社	株式会社 向井珍味堂	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 (※1)	50,000	長期貸付金	50,000
				利息の受取 (※1)	95	—	—
				経営指導料等 (※2)	17,496	未収入金	1,746
				銀行借入に 対する保証 (※3)	35,300	—	—
子会社	永屋水産 有限会社	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (※1)	55,000	長期貸付金	55,000
				利息の受取 (※1)	94	—	—
				経営指導料等 (※2)	2,682	未収入金	1,101

※1 資金の貸借取引については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

※2 取引条件は交渉の上で決定しております。

※3 当社は、コスモ食品株式会社及び株式会社向井珍味堂の銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料の収受はありません。

※4 当社は、コスモ食品株式会社の銀行借入に対して担保提供を行っております。なお、担保提供の手数料の収受はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,060円16銭

2. 1株当たり当期純利益 68円19銭

~~~~~

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株 式 会 社      ヒ ガ シ マ ル  
取 締 役 会      御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員      公認会計士      西 元 浩 文      ㊞

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員      公認会計士      只 限 洋 一      ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒガシマルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒガシマル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社 ヒ ガ シ マ ル  
取締役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 只 限 洋 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒガシマルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社ヒガシマル

監査役会

|          |    |    |   |
|----------|----|----|---|
| 常勤社外監査役  | 児玉 | 明  | ㊞ |
| 非常勤社外監査役 | 湯浦 | 一徳 | ㊞ |
| 非常勤社外監査役 | 福留 | 俊一 | ㊞ |

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ヒガシマル

代表取締役社長 東 紘一郎

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題とし、業績に裏付けされた成果の配分として、長期安定的に行うことを基本方針としております。

経営環境の急激な変化に備えた経営体質の強化及び新規事業参入など将来の業容拡大を図るため、内部留保の充実を勘案しつつ、株主資本当期純利益率及び配当性向の向上に努め、株主利益の増進を目指してまいります。

第36期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額42,345,999円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、目的事項の追加を行うものであります。

(2) 社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。

また、会社法改正によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮でき、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

(3) その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                      | 変 更 案                                                                                |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 (条文省略)<br>(目的)                                           | 第1条 (現行どおり)<br>(目的)                                                                  |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(6) (条文記載省略)                 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(6) (現行どおり)                                          |
| (新設)                                                         | <u>(7) 料理飲食店の営業</u>                                                                  |
| (7) 前各号に附帯する一切の業務                                            | (8) 前各号に附帯する一切の業務                                                                    |
| 第3条～第17条 (条文省略)                                              | 第3条～第17条 (現行どおり)                                                                     |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                | 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会                                                               |
| (員数)                                                         | (員数)                                                                                 |
| 第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。                              | 第18条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。                                        |
| (新設)                                                         | <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。                                           |
| (選任方法)                                                       | (選任方法)                                                                               |
| 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。                                   | 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。                                 |
| 2 (条文省略)                                                     | 2 (現行どおり)                                                                            |
| 3 (条文省略)                                                     | 3 (現行どおり)                                                                            |
| 第20条 (条文省略)                                                  | 第20条 (現行どおり)                                                                         |
| (任期)                                                         | (任期)                                                                                 |
| 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。   | 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| (新設)                                                         | <u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>       |
| <u>2</u> 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。 | <u>3</u> 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の設置)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> | <p>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会及び監査等委員会の設置)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会及び監査等委員会を置く。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任するこ</u></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>とができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 第27条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に</p>                                                                                                                                                 | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                                                                                                                         |                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p><u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                                     |                                                      |
| <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                |                                                      |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                                                                  |                                                      |
| <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                            | (削除)                                                 |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                                                               |                                                      |
| <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                     | (削除)                                                 |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                               |                                                      |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>                                                                                               |                                                      |
| <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                             | (削除)                                                 |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>                                                                                                |                                                      |
| <p><u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>                            | (削除)                                                 |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                                  |                                                      |
| <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                         | (削除)                                                 |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                     |                                                      |
| <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                             | (削除)                                                 |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>                                                                                                |                                                      |
| <p><u>第41条 当会社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除)                                                 |
| <p><u>第6章 会計監査人</u></p>                                                                                                 | <p><u>第5章 会計監査人</u></p>                              |
| <p><u>第42条～第44条 (条文省略)</u><br/><u>(報酬等)</u></p>                                                                         | <p><u>第34条～第36条 (現行どおり)</u><br/><u>(報酬等)</u></p>     |
| <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                                      | <p><u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>第46条～第49条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第6章 計算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p><u>1 当会社は、第36回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>ひがし きち た ろう<br/>東 吉 太 郎<br/>(大正15年3月29日生)</p>  | <p>昭和54年10月 当社設立<br/>代表取締役社長<br/>平成16年6月 当社代表取締役会長<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>有限会社ヒガシマル開発 代表取締役社長</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>140,000株</p>   |
| <p>ひがし こう いち ろう<br/>東 紘 一 郎<br/>(昭和25年6月11日生)</p> | <p>昭和54年10月 当社入社<br/>取締役飼料営業部長<br/>昭和62年4月 当社取締役飼料事業部長<br/>兼飼料営業部長<br/>平成3年4月 当社専務取締役<br/>平成7年7月 当社専務取締役飼料営業部長<br/>平成8年12月 当社専務取締役管理部長<br/>平成11年12月 当社専務取締役食品事業部長<br/>平成14年4月 当社専務取締役<br/>平成14年6月 当社代表取締役副社長<br/>平成16年6月 当社代表取締役社長<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>マリンテック株式会社 取締役<br/>コスモ食品株式会社 取締役<br/>株式会社向井珍味堂 取締役</p> | <p>828,000株</p>   |

| 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ひがし みのる<br>東 実<br>(昭和29年3月19日生)         | 昭和54年10月 当社入社<br>取締役企画部長<br>平成7年7月 当社常務取締役企画部長<br>平成8年4月 当社常務取締役食品事業部長<br>平成11年12月 当社常務取締役社長室長<br>平成13年4月 当社常務取締役食品事業副部長<br>平成14年4月 当社常務取締役食品事業部長<br>平成16年2月 当社常務取締役食品部長<br>平成24年6月 当社専務取締役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>コスモ食品株式会社 代表取締役 | 575,000株          |
| みず ま ひろし<br>水 間 洋<br>(昭和33年10月5日生)      | 昭和63年9月 当社入社<br>平成19年4月 当社飼料製造部長<br>平成24年5月 当社水産飼料部門執行役員<br>平成25年6月 当社取締役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>永屋水産有限公司 代表取締役                                                                                                                    | 800株              |
| とく みつ しん いち<br>徳 満 慎 一<br>(昭和36年6月19日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社飼料営業部長<br>平成24年5月 当社マリンテック株式会社担当執行役員<br>平成25年6月 当社取締役<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>マリンテック株式会社 代表取締役<br>株式会社向井珍味堂 代表取締役                                                                                         | 1,900株            |
| ひがし り いち ろう<br>東 理 一 郎<br>(昭和30年6月24日生) | 平成17年5月 当社入社<br>平成24年7月 当社食品製造部長兼食品開発課長<br>平成25年7月 当社食品部門執行役員兼食品営業部長<br>兼食品開発課長<br>平成26年6月 当社取締役食品製造部長兼食品開発課長<br>平成27年4月 当社取締役<br>(現在に至る)                                                                                                   | 700株              |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員は任期満了により退任となります。つきましては第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                         | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ※<br>こ だま あきら<br>児 玉 明<br>(昭和27年 2 月 5 日生)      | 昭和49年 4 月 株式会社鹿児島銀行入社<br>平成19年 6 月 鹿児島ビル不動産株式会社取締役<br>平成23年 6 月 同社常務取締役<br>平成26年 6 月 同社退社<br>平成26年 6 月 当社監査役<br>(現在に至る) | 0株                |
| ※<br>ゆ うら かず のり<br>湯 浦 一 徳<br>(昭和35年 7 月 3 日生)  | 平成 2 年 3 月 税理士事務所開業<br>平成 4 年 6 月 当社監査役<br>(現在に至る)                                                                      | 0株                |
| ※<br>ふく だめ しゅん いち<br>福 留 俊 一<br>(昭和23年 8 月13日生) | 昭和47年 4 月 株式会社鹿児島銀行入社<br>平成20年 8 月 同社退社<br>平成20年 9 月 社会保険労務士事務所開業<br>平成23年 6 月 当社監査役<br>(現在に至る)                         | 0株                |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 児玉明、湯浦一徳及び福留俊一の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 児玉明氏は、金融機関勤務及び経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、今後も中立の立場から客観的な意見をいただけることを期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 湯浦一徳氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験からの確かな意見をいただけることを期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 福留俊一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関における豊富な経験と社会保険労務士として幅広い見識を有しており、今後も中立の立場から客観的な意見をいただけることを期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、児玉明、湯浦一徳及び福留俊一の各氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。第2号議案「定款一部変更の件」並びに本議案が原案どおり承認された場合、定款変更の効力発生を条件として、各氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、児玉明、湯浦一徳及び福留俊一の各氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬は、平成4年6月25日開催の第13回定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額1億2,000万円以内とすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であります。監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は引き続き6名となります。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済事情等諸般の事情も勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額1,000万円以内とすることにつきお諮りするものであります。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

以上

〔メ モ〕

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

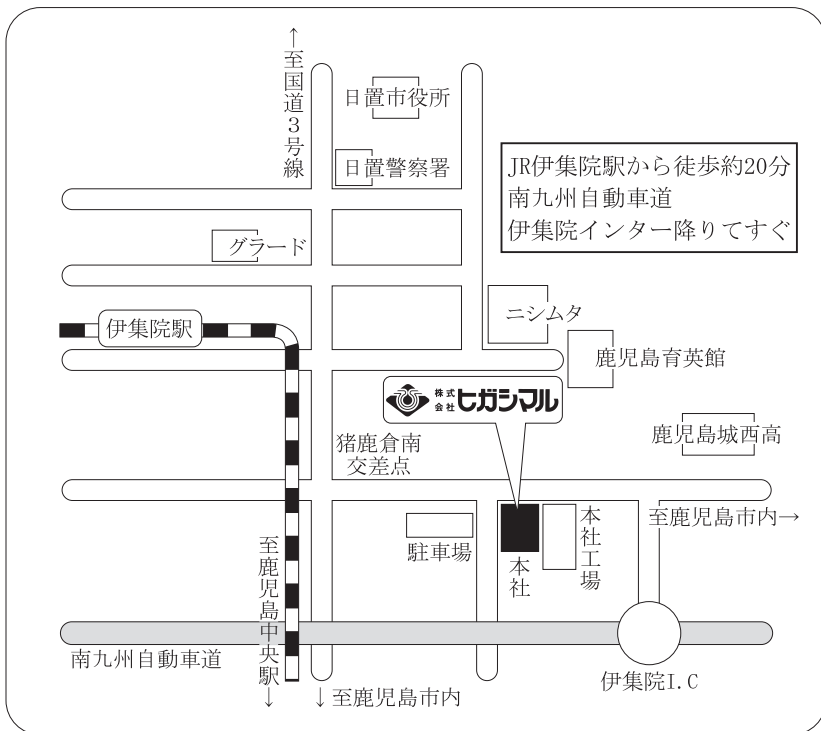
.....

## 株主総会会場ご案内図

会 場：鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉20番地

株式会社ヒガシマル 本社3階会議室

電話 (099) 273-3859



## ※ご利用

J R……「九州新幹線」にて鹿児島中央駅下車

鹿児島中央駅から「普通列車」にて伊集院駅下車

飛行機……鹿児島空港から「鹿児島市内行き空港連絡バス」にて鹿児島中央駅下車

鹿児島空港から「串木野行き空港連絡バス」にて伊集院駅下車